

# 船橋市 がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費助成のご案内

船橋市では、がん患者の皆さまの精神的・経済的負担を軽減し、社会生活を支援することを目的として、がんの治療に伴う脱毛や乳房切除による外見の変化に対応するために購入・レンタルしたウィッグ・胸部補整具について、費用の一部を助成します。

## 助成の対象者

以下すべてに当てはまる方

- ① 申請日時点で船橋市に住民登録がある
- ② がんと診断され、その治療を受けている、または過去に受けた
- ③ がん治療に伴う脱毛・乳房切除により、ウィッグ・胸部補整具が必要である
- ④ 国や他の自治体による同様の助成を受けたことがない

## 助成の対象費用

助成の対象は、以下の購入またはレンタルにかかった費用※です。

**ウィッグ** ウィッグ・装着時に皮膚を保護するためのネット・帽子付ウィッグ（ケア用品やその他の付属品は対象外）

**胸部補整具** 補整下着・乳房補正パッド等



## 助成額

**ウィッグ** 30,000円と購入（レンタル）費用のうち、少ない方の額  
**胸部補整具** 20,000円と購入（レンタル）費用のうち、少ない方の額

## 申請方法

購入日（レンタル開始日）の翌日から1年以内に、以下の書類を船橋市健康づくり課へ郵送または窓口へ持参し、提出してください。

- ① 「船橋市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付申請書」
- ② 脱毛や乳房切除を伴うがん治療を受けている（または受けた）ことを証明する書類（治療方針計画書・化学療法に関する説明書など）の写し
- ③ ウィッグ・胸部補整具を購入またはレンタルした日付・金額が分かる書類（領収書など）

※助成回数は対象者1人につきウィッグ・胸部補整具各1回のみとなります。（複数の品物に対する助成を1回で申請することは可能です。2回申請することはできないので、複数購入した場合は必ずまとめて申請してください。）





## Q & A 注意事項



Q. がんと診断されて手術したのが2年前なのですが、申請できますか？

A. 診断日や手術日に関わらず、ウィッグや胸部補整具を購入した日・レンタル開始した日が1年以内であれば、申請できます。

Q. 「医療用」と明記されていないものも、助成対象になりますか？

A. ウィッグ・胸部補整具ともに、医療用の明記がなくても、がん治療に伴う脱毛への対応や胸部補整を目的として購入したものであれば、対象になります。

Q. 胸部補整下着を2着購入し、後日追加でもう1着購入しました。申請は1回のみとこのですが、1着分しか申請できないのでしょうか？

A. 購入日が1年以内かつ令和5年4月1日以降のものであれば、複数点であってもまとめて1回で申請できます。複数点の合計金額を申請書に記入し、すべての領収書等を添付して申請してください（助成上限額はウィッグ30,000円・胸部補整具20,000円です）。

2回申請することはできませんので、必ず1回にまとめて申請してください（ウィッグで1回申請したあと、胸部補整具でもう1回申請することは可能です）。

Q. 申請する金額は消費税込ですか？送料や手数料は助成対象になりますか？

A. 消費税込みで申請してください。送料・手数料は助成対象になりません。

Q. 申請してからどれくらいで助成金が振り込まれますか？

A. 書類審査ののち交付決定通知をお送りし、その後指定の口座に助成金が振り込まれます。書類に不備がない場合で、申請から1～2カ月後の振り込みとなります。

### 【お問い合わせ】

船橋市健康部 健康づくり課  
〒273-8506 船橋市北本町1-16-55  
電話：047-409-3404

船橋市ホームページ  
（申請書の様式は、  
こちらからダウンロード  
できます。）

